

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則

(会計課)

ページ

○財務規則の一部を改正する規則

(同)

告 示

○平成二十二年宮城県告示第四百九号(地方公所の指定)の一部改正

(会計課)

○平成八年宮城県告示第四百十二号(工事請負契約書及び変更契約書の様式)の一部改正

(契約課)

規 則

平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十一号

平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、県が物品の調達若しくは借受け若しくは役務の調達に係る契約又は電気の供給を受ける契約を締結するために平成二十三年度において行う一般競争入札又は指名競争入札における入札保証金の免除に関し、財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)の特例を定めるものとする。

(入札保証金の免除の特例)

第二条 契約執行者は、財務規則第九十八条第一項(同規則第七十七条において準用する場合を含む。)に規定する場合のほか、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、

入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十二号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二条第一項中「年三・三パーセント」を「年三・一パーセント」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百五十八号

平成二十二年宮城県告示第四百九号(地方公所の指定)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第八号中、「鶯沢工業高等学校」を削る。

○宮城県告示第二百五十九号

平成八年宮城県告示第四百十二号(工事請負契約書及び変更契約書の様式)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号の第三十五条第七項、第四十六条第二項及び第三項、第五十条第三項並びに第五十二条中「3.3パーセント」を「3.1パーセント」に改める。